

指定事業者の介護給付費等の算定に係る体制等に関する届出について

令和6年度の介護報酬等の改定に伴い、国において体制等に関する届出の様式等の見直しが行われました。本市への届出に必要な書類等については、ホームページに掲載しています。

* ホーム > くらしのガイド > 介護保険 > 事業者向け(介護保険関係) > 地域密着型サービス事業所又は介護予防・日常生活総合支援事業

◆加算体制届

要 旨	<p>① 地域密着型通所介護費等の各単位数表(厚労省告示)又は城陽市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱別記1及び別記2に定められた各種加算等の算定については、あらかじめ市町村長に届けなければならない。(届出が必要な加算等と必要でない加算等があることに留意)</p> <p>…届出が必要な加算…</p> <ul style="list-style-type: none">・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス)・介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表(第1号事業) を参照
	<p>② 算定開始月</p> <ul style="list-style-type: none">▶15日までに届出書が受理されたとき⇒翌月▶16日以降に届出書が受理されたとき⇒翌々月▶ただし、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入所者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設にあっては、月の初日までに届出書が受理されれば、当該月から算定を開始できる。
	<p>③ 加算体制を見直そうとする場合は、利用者負担が変わることから、事前に利用者に対し十分に説明を行い、同意を得ること。また、見直した加算での請求を間違うことなく行うこと。</p>
提 出 書 類 等	ホームページ「体制等に関する届出について」に掲載しています。
留 意 事 項	地域密着型通所介護として指定を受け、かつ第1号通所事業所として指定を受けている事業所の届出は、別紙50及び別紙1-4-2により提出してください。

指定地域密着型サービス事業所
指定地域密着型介護予防サービス事業所
指定居宅介護支援事業所
指定介護予防支援事業所

指定更新申請書

年 月 日

市(区・町・村)長殿 所在地

申請者 名称

代表者職名・氏名

介護保険法に規定する事業所に係る指定の更新を受けたいので、下記のとおり、関係書類を添えて申請します。

		法人番号													
申請者	フリガナ 名称														
	主たる事務所の 所在地	(郵便番号 -) 都 道 府 県	市 区												
	連絡先	電話番号	(内線)		FAX番号										
	代表者の職名・氏名・ 生年月日	職名	フリガナ 氏名		生年月日										
事業所	代表者の住所	(郵便番号 -) 都 道 府 県	市 区												
	事業等の種類			介護保険事業所番号											
事業所	指定有効期間満了日														
	フリガナ 名称														
	所在地	(郵便番号 -) 都 道 府 県	市 区												
	当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するとき														
管理者	フリガナ 名称														
	主たる事務所の 所在地	(郵便番号 -) 都 道 府 県	市 区												
	フリガナ 氏名			生年月日											
	住所	(郵便番号 -) 都 道 府 県	市 区												

- 備考 1 「事業等の種類」に該当する付表と必要書類を添付してください。
 2 様式右上の申請者の所在地と様式中央の申請者欄の主たる事務所の所在地は必ず一致させる必要があります。また、申請者欄の主たる事務所の所在地は、原則として、登記事項証明書の内容を記載してください。ただし、建物名や部屋番号を追記することも可能です。
 3 電子申請届出システムを利用する際は、「事業等の種類」に該当する付表を入力してください。
 4 「当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するとき」の対象が2つ以上の場合は、付表に該当する事業所を記入してください。

指定更新申請に係る提出書類等一覧表(地域密着型サービス)

添付書類	地域密着型 通所介護	認知症対応型 通所介護	小規模 多機能型 居宅介護	認知症対応型 共同生活介護	地域密着型 介護老人 福祉施設	備 考
指定更新申請書付表	付表第二号 (三)	付表第二号 (四)	付表第二号 (六)	付表第二号 (七)	付表第二号 (九)	厚生労働大臣が定める様式
従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	標準様式 1-09	標準様式 1-02	標準様式 1-03	標準様式 1-04	標準様式 1-06	原則として更新月分
上記一覧表に記載の従業者の資格者証等の写し	要	要	要	要	要	当該職種・職務に必要な資格者証、研修修了証等
事業所の平面図	標準様式 3	標準様式 3	標準様式 3	標準様式 3	標準様式 3	部屋ごとの床面積(有効面積)が記載されたもの
誓約書	様式2(表紙)	様式2(表紙)	様式2(表紙)	様式2(表紙)	様式2(表紙)	本市の様式
介護サービスの実施事業所	様式2(別紙①)	様式2(別紙①)	様式2(別紙①)	様式2(別紙①)	様式2(別紙①)	本市の様式
介護予防サービスの実施事業所		様式2(別紙③)	様式2(別紙③)	様式2(別紙③)		本市の様式
介護支援専門員(変更) 状況一覧			標準様式7	標準様式7	標準様式7	・介護支援専門員の資格が必要な職種のみ
自主点検表の写し	要	要	要	要	要	直近のもの

注1 地域密着型通所介護事業所として指定を受け、かつ第1号通所事業所として指定を受けている事業所の指定更新申請は、それに指定更新申請書及び付表の提出が必要です。なお、共通する添付書類は一部で可能です。(指定更新申請は厚生労働大臣が定める様式により別々に提出いただく必要があります。)

注2 上記添付書類のほか、指定更新日付で事業所の管理者や運営規程等の変更を行う場合は、変更届出書の添付書類に準じ必要な書類を提出してください。この場合、変更届出書の提出は不要ですが、当該変更を指定更新日の前に行う場合は、別途変更届出書の提出が必要です。

注3 標準様式は記載内容が満たされていれば当該様式を使用しなくても差し支えありません。

指定更新申請書

年 月 日

市(区・町・村)長殿 所在地

申請者 名称

代表者職名・氏名

介護保険法に規定する事業所に係る指定の更新を受けたいので、下記のとおり、関係書類を添えて申請します。

		法人番号			
申請者	フリガナ 名称				
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 -) 都道府県		市区 町村	
	連絡先	電話番号 Email	(内線)	FAX番号	
	代表者の職名・氏名 生年月日	職名	フリガナ 氏名	生年月日	
	代表者の住所	(郵便番号 -) 都道府県		市区 町村	
事業所	事業等の種類 指定有効期間満了日	介護保険事業所番号			
	フリガナ 名称				
	所在地	(郵便番号 -) 都道府県		市区 町村	
	当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するとき				
	フリガナ 名称				
主たる事務所の所在地	(郵便番号 -) 都道府県		市区 町村		
管理者	フリガナ 氏名			生年月日	
	住所	(郵便番号 -) 都道府県		市区 町村	

- 備考 1 「事業等の種類」に該当する付表と必要書類を添付してください。
 2 様式右上の申請者の所在地と様式中央の申請者欄の主たる事務所の所在地は必ず一致させる必要はありません。また、申請者欄の主たる事務所の所在地は、原則として、登記事項証明書の内容を記載してください。ただし、建物名や部屋番号を追記することも可能です。
 3 電子申請届出システムを利用する際は、「事業等の種類」に該当する付表を入力してください。
 4 「当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するとき」の対象が2つ以上の場合は、付表に該当する事業所を記入してください。

指定更新申請に係る提出書類等一覧表(第1号事業)

添付書類	第1号訪問事業	第1号通所事業	備 考
指定更新申請書付表	付表第三号 (一)	付表第三号 (二)	厚生労働大臣が定める様式
従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	標準様式 1-1	標準様式 1-2	原則として更新月分
上記一覧表に記載の従業者の資格者証等の写し	要	要	当該職種・職務に必要な資格者証、研修修了証等
事業所の平面図	標準様式 2	標準様式 2	部屋ごとの床面積(有効面積)が記載されたもの
誓約書	様式2 (表紙及び別紙5)	様式2 (表紙及び別紙5)	本市の様式
自主点検表の写し	要	要	直近のもの

注1 第1号通所事業所として指定を受け、かつ地域密着型通所介護事業所として指定を受けている事業所の指定更新申請は、それぞれに指定更新申請書及び付表の提出が必要です。なお、共通する添付書類は、1部で可能です。(指定更新申請は厚生労働大臣が定める様式により別々に提出いただく必要があります。)

注2 上記添付書類のほか、指定更新日付で事業所の管理者や運営規程等の変更を行う場合は、変更届出書の添付書類に準じ必要な書類を提出してください。この場合、変更届出書の提出は不要ですが、当該変更を指定更新日の前に行う場合は、別途変更届出書の提出が必要です。

注3 標準様式は記載内容が満たされていれば当該様式を使用しなくても差し支えありません。

別紙様式第二号(四)

変更届出書

年 月 日

所在地
市(区・町・村)長殿

申請者 名称

代表者職名・氏名

次のとおり指定を受けた内容を変更しましたので届け出ます。

介護保険事業所番号	
法人番号	
指定内容を変更した事業所等	名称
	所在地
サービスの種類	
変更年月日	年 月 日
変更があった事項(該当に○)	変更の内容
事業所(施設)の名称	(変更前)
事業所(施設)の所在地	
申請者の名称	
主たる事務所の所在地	
法人等の種類	
代表者(開設者)の氏名、生年月日、住所及び職名	
登記事項証明書・条例等 (当該事業に関するものに限る。)	
事業所(施設)の建物の構造、専用区画等	
事業所(施設)の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴	(変更後)
運営規程	
協力医療機関・協力歯科医療機関	
事業所の種別	
介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との連携・支援体制	
本体施設、本体施設との移動経路等	
併設施設の状況等	
連携する訪問看護を行う事業所の名称	
連携する訪問看護を行う事業所の所在地	
介護支援専門員の氏名及びその登録番号	

- 備考 1 「サービスの種類」に該当する付表と必要書類を添付してください。
 2 「変更があった事項」の「変更の内容」は、変更前と変更後の内容が具体的に分かるように記入してください。
 なお、電子申請届出システムを利用する際は、「サービスの種類」に該当する付表に変更前と変更後の内容を入力、付表以外の添付書類等の変更内容は、「変更の内容」の(変更前)と(変更後)欄に、変更前と変更後の内容が具体的に分かるように入力してください。

別紙様式第三号(一)

変更届出書

年 月 日

市(区・町・村)長殿 所在地

申請者 名称

代表者職名・氏名

次のとおり指定を受けた内容を変更しましたので届け出ます。

介護保険事業所番号		
法人番号		
指定内容を変更した事業所等		名称
サービスの種類		所在地
変更年月日		年 月 日
変更があった事項(該当に○)		変更の内容
事業所の名称	(変更前)	
事業所の所在地		
申請者の名称		
主たる事務所の所在地		
代表者の氏名、生年月日、住所及び職名		
登記事項証明書・条例等(当該事業に関するものに限る。)		
事業所の建物の構造及び平面図並びに設備の概要	(変更後)	
利用者の推定数、利用者の定員		
事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所		
サービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴		
運営規程		
その他		

- 備考 1 「サービスの種類」に該当する付表と必要書類を添付してください。
 2 「変更があった事項」の「変更の内容」は、変更前と変更後の内容が具体的に分かるように記入してください。

なお、電子申請届出システムを利用する際は、「サービスの種類」に該当する付表に変更前と変更後の内容を入力、付表以外の添付書類等の変更内容は、「変更の内容」の(変更前)と(変更後)欄に、変更前と変更後の内容が具体的に分かるように入力してください。

地域密着型通所介護	
加算体制等項目	提出書類等
職員の欠員による減算の状況	<p>従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙7又は標準様式1-09）</p> <p>*減算に係る勤務体制が確認できること。</p> <p>*職員の欠員とは、単位ごとに一月当たり職員数が人員基準に満たない場合をいう。</p>
【新設】 高齢者虐待防止措置実施の有無	<p>なし</p> <p>*基準に該当しない場合は<減算型>と記載すること。</p>
【新設】 業務継続計画策定の有無	<p>なし</p> <p>*基準に該当しない場合は<減算型>と記載すること。</p> <p>*感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合や、当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合に減算の対象となる。</p> <p>なお、業務継続計画の周知、研修、訓練及び定期的な業務継続計画の見直しの実施の有無は、業務継続計画未策定減算の算定要件ではない。（R6Q&A Vol.6 問7）</p>
感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の対応	<p>感染症又は災害の発生を理由とする通所介護等の介護報酬による評価 届出様式</p> <p>*通所介護等において感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の評価に係る基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和3年3月16日付老認発0316第4号・老老発0316第3号）による。</p>
時間延長サービス体制	<p>なし</p> <p>*実際に利用者に対して延長サービスを行うことが可能な場合に、「対応可」と記載。</p>
共生型サービスの提供	なし
生活相談員配置等加算	共生型サービスのみ算定可能
【改定】 入浴介助加算Ⅰ・Ⅱ	<p>1 事業所の平面図（別紙6）</p> <p>*入浴設備の配置状況等浴室部分の状況（浴室面積）が確認できること。</p> <p>2 入浴介助に関する研修を実施または、実施することがわかる資料等</p> <p>*加算Ⅰと加算Ⅱの算定が混在する場合の届出は、「加算Ⅱ」と記載すること。（「加算Ⅱ」と記載した場合であっても、入浴介助加算Ⅰを算定は可能である。）（R3Q&A Vol.9 問6）</p>
中重度者ケア体制加算	<p>1 中重度者ケア体制加算に係る届出書（別紙22）</p> <p>2 利用者の割合に関する計算書（中重度ケア体制加算）（別紙22-2）</p> <p>3 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙7又は標準様式1-09）</p> <p>*看護職員（専従）の勤務体制が確認できること。</p>
【新設】 重度者ケア体制加算	療養通所介護サービスのみ算定可

加算体制等項目	提 出 書 類 等
生活機能向上連携加算Ⅰ・Ⅱ	訪問・通所リハビリテーション事業所、リハビリテーションを実施している医療提携施設(原則、許可病床数200床未満のものに限る)と連携していることがわかる契約書等(協定を含む)の写し
個別機能訓練加算Ⅰ・Ⅱ	1 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(別紙7又は標準様式1-09) *機能訓練指導員(資格を明記)の勤務体制が確認できること。 2 事業所の平面図(別紙6) *機能訓練室の配置状況(床面積)が確認できること。 3 加算Ⅱは、加算Ⅰを取得し、かつLIFEを活用していること。
【改定】 A D L維持等加算〔申出〕の有無	なし *算定の評価対象となるための申出を行う場合に、「あり」と記載すること。 *加算Ⅰ・ⅡはLIFEを活用していること。
【改定】 認知症加算	1 認知症加算に係る届出書(別紙23) 2 利用者の割合に関する計算書(認知症加算)(別紙23-2) 3 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(別紙7又は標準様式1-09) *「認知症介護実践リーダー研修」又は「認知症介護指導者研修」修了者の勤務体制が確認できること。
若年性認知症利用者受入加算	なし *認知症加算を算定している場合は、当該加算は算定しない。
栄養アセスメント・栄養改善体制	1 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(様式7又は標準様式1-09) *管理栄養士の勤務体制が確認できること。 2 栄養アセスメント加算はLIFEを活用していること。
口腔機能向上加算Ⅰ・Ⅱ	1 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(別紙7又は標準様式1-09) *言語聴覚士、歯科衛生士、看護師又は准看護師の勤務体制が確認できること。 2 加算Ⅱについては、LIFEを活用していること。
【改定】 科学的介護推進体制加算	なし *LIFEを活用していること。
サービス提供体制強化加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	1 サービス提供体制強化加算に関する届出書(別紙14-3) 2 有資格者等の割合の参考計算書(別紙7-2) *有資格者等の割合の計算根拠資料として他に資料を提出する場合は、当該計算書の提出は不要。 3 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(別紙7又は標準様式1-09)
【改定】 介護職員等処遇改善加算 (令和6年6月以降)	別途計画書等を提出 (介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算が令和6年6月から「介護職員等処遇改善加算」へ一本化された。)

栄養アセスメント・栄養改善体制	<p>1 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙7又は標準様式1-02） * 管理栄養士の勤務体制が確認できること。</p> <p>2 栄養アセスメント加算はLIFEを活用していること。</p>
口腔機能向上体制Ⅰ・Ⅱ	<p>1 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙7又は標準様式1-02） * 言語聴覚士、歯科衛生士、看護師又は准看護師の勤務体制が確認できること。</p> <p>2 加算Ⅱについては、LIFEを活用していること。</p>
【改定】 科学的介護推進体制加算	<p>なし LIFEを活用していること。</p>
サービス提供体制強化加算 Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	<p>1 サービス提供体制強化加算に関する届出書（別紙14-3）</p> <p>2 有資格者等の割合の参考計算書（別紙7-2） * 有資格者等の割合の計算根拠資料として他に資料を提出する場合は、当該計算書の提出は不要。</p> <p>3 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙7又は標準様式1-02）</p>
【改定】 介護職員等処遇改善加算 (令和6年6月以降)	<p>別途計画書等を提出 (介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算が令和6年6月から「介護職員等処遇改善加算」へ一本化された。)</p>

サービス提供体制強化加算 I・II・III	1 サービス提供体制強化加算に関する届出書（別紙14-5） 2 有資格者等の割合の参考計算書(別紙7-2) * 有資格者等の割合の計算根拠資料として他に資料を提出する場合は、当該計算書の提出は不要。 3 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙7又は標準様式1-03） 4 研修計画（介護従業者ごと） 5 会議（利用者に関する情報や留意事項伝達、技術指導）の記録
【改定】 介護職員等処遇改善加算 (令和6年6月以降)	別途計画書等を提出 (介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算が令和6年6月から「介護職員等処遇改善加算」へ一本化された。)

(介護予防)認知症対応型共同生活介護(★の項目は介護予防は対象外)	
加算体制等項目	提出書類等
夜間勤務条件基準	<p>従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙7又は標準様式1-04）</p> <p>* 減算に係る勤務体制が確認できること。</p>
職員の欠員による減算の状況	<p>従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙7又は標準様式1-04）</p> <p>* 減算に係る勤務体制が確認できること。</p> <p>* 複数の共同生活住居を有している場合であって、そのいずれか一つでも職員の欠員が生じている場合は、「介護従業員」と記載すること。</p>
身体拘束廃止取組の有無	<p>なし</p> <p>* 基準に該当しない場合は、<減算型>と記載すること。</p> <p>* 身体拘束を行う場合等の記録を行っていない、委員会を3月に1回以上開催していない、適正化指針の未整備又は定期的な研修の未実施の事実が生じた場合は、速やかに改善計画書を市長に提出すること。</p> <p>改善計画を提出後、事実が生じた3月後に改善計画に基づく改善状況を市長に報告し、事実が生じた翌月から改善が認められた月までの間、利用者全員について所定の単位数から減算する。</p>
【新設】 高齢者虐待防止措置実施の有無	<p>なし</p> <p>* 基準に該当しない場合は<減算型>と記載すること。</p>
【新設】 業務継続計画策定の有無	<p>なし</p> <p>* 基準に該当しない場合は<減算型>と記載すること。</p> <p>* 感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合や、当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合に減算の対象となる。</p> <p>なお、業務継続計画の周知、研修、訓練及び定期的な業務継続計画の見直しの実施の有無は、業務継続計画未策定減算の算定要件ではない。(R6Q&A Vol.6 問7)</p>
3ユニットの事業所が夜勤職員を二人以上とする場合	なし
【改定】 夜間支援体制加算Ⅰ・Ⅱ	<p>1 夜間支援体制加算に係る届出書(別紙46)</p> <p>2 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙7又は標準様式1-04）</p> <p>* 夜勤を行う介護従業者及び宿直員の勤務体制が確認できること。</p>
若年性認知症利用者受入加算	<p>なし</p> <p>* 認知症行動・心理状況緊急対応加算を算定している場合は、算定しない。</p>
利用者の入院期間中の体制	なし
★看取り介護加算	<p>1 看取り介護加算に係る届出書（別紙47）</p> <p>* 医療連携体制加算を算定していない場合は、算定しない。</p> <p>2 看取りに関する指針</p>

<p>【改定】 ★医療連携体制加算 イ・ ロ・ ハ </p>	<p><加算 I ></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 医療連携体制(I)に係る届出書(別紙48) 2 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(別紙7又は標準様式1-04) <ul style="list-style-type: none"> * 看護師(派遣等含む)の勤務体制が確認できること。 * 派遣等の場合は、契約書(写し) 3 重度化した場合の対応(看取り介護)に係る指針 <p><加算 II ></p> <p>医療連携体制(II)に係る届出書(別紙48-2)</p> <p>* 医療連携体制加算(I)イ～(I)ハのいずれかを算定していること。</p>
<p>認知症専門ケア加算</p>	<p><加算(I)、加算(II)共通></p> <p>* 認知症チームケア推進体制加算を算定している場合は、算定しない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 認知症専門ケア加算に係る届出書(別紙12-2) 2 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(別紙7又は標準様式1-04) <ul style="list-style-type: none"> * 「認知症介護実践リーダー研修」又は「認知症介護指導者研修」修了者の勤務体制が確認できること。 3 利用者の総数のうち、日常生活自立度のランクIII、IV又はMである利用者の割合が2分の1以上であることが確認できる資料。 <ul style="list-style-type: none"> <様式例>認知症専門ケア加算算定表(参考様式1) 4 会議(認知症ケアに関する留意事項伝達、技術指導)の記録 <p><加算(II)></p> <p>6 認知症ケアに関する研修計画</p>
<p>【新設】 認知症チームケア推進体制加算 ・ </p>	<p>認知症チームケア推進に係る届出書(別紙40)</p> <p>* 届出にあたっては、「認知症チームケア推進加算に関する実施上の留意事項等について」(令和6年3月18日付老高発0318第1号・老認発0318第1号・老老発0318第1号)を参照すること。</p> <p>* 認知症専門ケア加算を算定している場合は、算定しない。</p>
<p>【改定】 科学的介護推進体制加算</p>	<p>なし</p> <p>* LIFEを活用していること。</p>
<p>【新設】 高齢者施設等感染向上加算I・II</p>	<p>高齢者施設等感染対策向上加算に係る届出書(別紙35)</p> <p>* 加算(I)及び加算(II)は併算定が可能である。</p>
<p>【新設】 生産性向上推進体制加算I・II</p>	<p>生産性向上推進体制加算に係る届出書(別紙28)</p> <p>* 届出にあたっては、別途通知「生産性向上推進体制加算に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例等の提示について」(令和6年3月15日付老高発0315第4号、一部改正令和6年3月29日付老高発0329第1号)を参照すること。</p>
<p>サービス提供体制強化加算 ・ ・ </p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 サービス提供体制強化加算に関する届出書(別紙14-6) 2 有資格者等の割合の参考計算書(別紙7-2) <ul style="list-style-type: none"> * 有資格者等の割合の計算根拠資料として他に資料を提出する場合は、当該計算書の提出は不要。 3 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(別紙7又は標準様式1-04)
<p>【改定】 介護職員等待遇改善加算 (令和6年6月以降)</p>	<p>別途計画書等を提出</p> <p>(介護職員待遇改善加算、介護職員等特定待遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算が令和6年6月から「介護職員等待遇改善加算」へ一本化された。)</p>

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	
加算体制等項目	提出書類
テクノロジーを導入する場合の夜間の人員配置基準(従来型)に係る届出書	<p>1 テクノロジーを導入する場合の夜間の人員配置基準(従来型)に係る届出書(別紙7-3)</p> <p>2 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(別紙7又は標準様式1-06)</p> <p>3 利用者の安全やケアの質の確保、職員の負担を軽減する委員会の設置及び議事概要が確認できる書類</p>
夜間勤務条件基準	<p>従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(標準7又は標準様式1-06)</p> <p>* 減算に係る勤務体制が確認できること。</p>
職員の欠員による減算の状況	<p>従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(標準7又は標準様式1-06)</p> <p>* 減算に係る勤務体制が確認できること。</p>
ユニットケア体制 (従来型を除く。)	<p>なし</p> <p>* ユニットにおける職員の員数が、ユニットにおける職員の配置基準に該当する場合は「対応可」と記載すること。</p>
身体拘束廃止取組の有無	<p>なし</p> <p>* 基準に該当しない場合は、<減算型>と記載すること。</p> <p>* 身体拘束を行う場合等の記録を行っていない、委員会を3月に1回以上開催していない、適正化指針の未整備又は定期的な研修の未実施の事実が生じた場合は、速やかに改善計画書を市長に提出すること。</p> <p>改善計画を提出後、事実が生じた3月後に改善計画に基づく改善状況を市長に報告し、事実が生じた翌月から改善が認められた月までの間、利用者全員について所定の単位数から減算する。</p>
安全管理体制	<p>なし</p> <p>* 基準に該当しない場合は、<減算型>と記載すること。</p>
【新設】 高齢者虐待防止措置実施の有無	<p>なし</p> <p>* 基準に該当しない場合は<減算型>と記載すること。</p>
【新設】 業務継続計画策定の有無	<p>なし</p> <p>* 基準に該当しない場合は<減算型>と記載すること。</p> <p>* 感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合や、当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合に減算の対象となる。</p> <p>なお、業務継続計画の周知、研修、訓練及び定期的な業務継続計画の見直しの実施の有無は、業務継続計画未策定減算の算定要件ではない。(R6Q&A Vol.6 問7)</p>
栄養ケア・マネジメントの実施の有無	<p>従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(別紙7又は標準様式1-06)</p> <p>* 栄養士又は管理栄養士の勤務体制が確認できること。</p> <p>* 人員基準による栄養士又は管理栄養士を配置していること及び各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に実施している場合は、「あり」と記載すること。</p>
日常生活継続支援加算 ※当該加算を算定する場合は、サービス提供体制強化加算は算定できない。	<p>1 日常生活継続支援加算に関する届出書(別紙37)</p> <p>2 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(別紙7又は標準様式1-06)</p>

テクノロジーの導入(日常生活継続支援加算関係)	1 テクノロジーの導入による日常生活継続支援加算に関する届出書（別紙37-2） 2 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙7又は標準様式1-06） 3 利用者の安全やケアの質の確保、職員の負担を軽減する委員会の設置及び議事概要が確認できる書類
看護体制加算Ⅰ・Ⅱ	<加算Ⅰ・加算Ⅱ 共通> 1 看護体制加算に係る届出書（別紙25-2） 2 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙7又は標準様式1-06） *看護師又は准看護師の勤務体制が確認できること。 <加算Ⅱ> 4 当該施設の看護職員又は、連携する病院・診療所・訪問看護ステーションの看護職員との24時間連絡体制が確認できる書類 *当該施設の看護職員との雇用契約書(写)等 *連携する病院等との契約書(写)等
夜勤職員配置加算	1 夜勤職員配置加算算定表（参考様式3） *算定開始月について作成すること。 2 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙7又は標準様式1-06）
テクノロジーの導入(夜勤職員配置加算関係)	1 テクノロジーの導入による夜勤職員配置加算に係る届出書（別紙27） *テクノロジーを導入した場合の介護老人福祉施設の夜間の人員基準(従来型)を適用する場合は、「テクノロジーを導入する場合の夜間の人員配置基準(従来型)に係る届出書（別紙7-3）」を行っていること。 2 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙7又は標準様式1-06） 3 利用者の安全やケアの質の確保、職員の負担を軽減する委員会の設置及び議事概要が確認できる書類 *届出にあたっては、別途通知「厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準」のテクノロジーを導入する場合の夜間の人員配置基準における留意点について」（令和6年3月15日老高発0315第3号・老認発0315第3号・老老発0315第3号）を参照すること。
準ユニットケア体制 (ユニット型を除く。)	なし *準ユニット(12人を標準とする単位)における職員の員数が、準ユニットにおける職員の配置基準に該当する場合は「対応可」と記載すること。
生活機能向上連携加算Ⅰ・Ⅱ	訪問・通所リハビリテーション事業所、リハビリテーションを実施している医療提携施設(原則、許可病床数200床未満のものに限る)と連携していることがわかる契約書等(協定を含む)の写し
【改定】 個別機能訓練体制	1 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙7又は標準様式1-06） *機能訓練指導員の勤務体制が確認できること。 2 事業所の平面図（別紙6） *機能訓練室の配置状況（床面積）が確認できること。 3 加算Ⅱは、加算Ⅰを取得し、かつLIFEを活用していること。
【改定】 A D L 維持等加算〔申出〕の有無	なし 算定の評価対象となるための申出を行う場合に、「あり」と記載すること。 加算Ⅰ・ⅡはLIFEを活用していること。

若年性認知症利用者受入加算	なし * 認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定している場合は、当該加算は算定しない。
常勤専従医師配置	1 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙7又は標準様式1-06） * 医師の勤務体制が確認できること。
精神科医師定期的療養指導	1 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙7又は標準様式1-06） * 精神科を担当する医師の勤務体制が確認できること。 2 精神科を担当する医師であることが確認できる書類 * 「精神科を担当する医師」とは、精神科を標榜している医療機関において精神科を担当している医師又は、過去に相当期間、精神科を担当する医師であった場合や精神保険指定医の指定など、その専門性が担保されていると判断できる場合。 3 全入所者のうち、医師が認知症と診断した入所者の割合が3分の1以上であることが確認できる書類 * 常勤医師専従医師の配置加算が算定されている場合は、当該加算は算定されない。
障害者生活支援体制	1 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙7又は標準様式1-06） * 障害者生活支援員の勤務体制が確認できること。 2 障害者生活支援員であることが確認できる書類 3 入所者のうち、視覚障害者等の入所者の割合が100分の30以上又は100分の50以上であることが確認できる書類
栄養マネジメント強化体制	1 栄養マネジメント体制に関する届出書（別紙38） 2 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙7又は標準様式1-06） * 管理栄養士及び栄養士の勤務体制が確認できること。
療養食加算	1 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙7又は標準様式1-06） * 管理栄養士又は栄養士の勤務体制が確認できること。
【改定】 配置医師緊急時対応加算	1 配置医師緊急時対応加算に係る届出書（別紙39） 2 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙7又は参考様式1-6） 3 配置医師又は協力医療機関との連絡方法等についての、配置医師又は協力医療機関と施設の間での具体的な取り決めのわかる書類
看取り介護体制	1 看取り介護体制に係る届出書（別紙34） 2 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙7又は標準様式1-06） * 看護師の勤務体制が確認できること。 3 重度化した場合の対応（看取り介護）に係る指針 4 当該施設の看護職員又は、連携する病院・診療所・訪問看護ステーションの看護職員との24時間連絡体制が確認できる書類 * 当該施設の看護職員との雇用契約書(写)等 * 連携する病院等との契約書(写)等
在宅・入所相互利用体制 (ベッド・シェアリング)	なし
小規模拠点集合体制	なし

	<p><加算Ⅰ・加算Ⅱ 共通></p> <p>*認知症チームケア推進体制加算を算定している場合は、算定しない。</p> <p>1 認知症専門ケア加算に係る届出書（別紙12-2）</p> <p>2 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙7又は標準様式1-06）</p> <p>*「認知症介護実践リーダー研修」又は「認知症介護指導者研修」修了者の勤務体制が確認できること。</p> <p>3 利用者の総数のうち、日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMである利用者の割合が2分の1以上であることが確認できる資料。</p> <p><様式例>認知症専門ケア加算算定表（参考様式1）</p> <p>4 会議（認知症ケアに関する留意事項伝達、技術指導）の記録</p> <p><加算(Ⅱ)></p> <p>5 認知症ケアに関する研修計画</p>
【新設】 認知症チームケア推進体制加算Ⅰ・Ⅱ	<p>認知症チームケア推進に係る届出書（別紙40）</p> <p>*届出にあたっては、「認知症チームケア推進加算に関する実施上の留意事項等について」（令和6年3月18日付老高発0318第1号・老認発0318第1号・老老発0318第1号）を参照すること。</p> <p>*認知症専門ケア加算を算定している場合は、算定しない。</p>
【改定】 褥瘡マネジメント加算	<p>褥瘡マネジメントに関する届出書（別紙41）</p> <p>*LIFEを活用していること。</p>
【改定】 排せつ支援加算	<p>なし</p> <p>*LIFEを活用していること。</p>
自立支援促進加算	<p>なし</p> <p>*LIFEを活用していること。</p>
【改定】 科学的介護推進体制加算	<p>なし</p> <p>*LIFEを活用していること。</p>
安全対策体制	<p>1 事故発生防止のための指針</p> <p>2 安全対策に係る外部の研修の受講が確認できる書類</p>
【新設】 高齢者施設等感染向上加算Ⅰ・Ⅱ	<p>高齢者施設等感染対策向上加算に係る届出書（別紙35）</p> <p>*加算Ⅰ及び加算Ⅱは併算定が可能である。</p>
【新設】 生産性向上推進体制加算Ⅰ・Ⅱ	<p>生産性向上推進体制加算に係る届出書（別紙28）</p> <p>*届出にあたっては、別途通知「生産性向上推進体制加算に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例等の提示について」（令和6年3月15日付老高発0315第4号、一部改正令和6年3月29日付老高発0329第1号）を参照すること。</p>
サービス提供体制強化加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ ※日常生活継続支援加算を算定している場合は、当該加算は算定しない。	<p>1 サービス提供体制強化加算に関する届出書（別紙14-6）</p> <p>2 有資格者等の割合の参考計算書（別紙7-2）</p> <p>* 有資格者等の割合の計算根拠資料として他に資料を提出する場合は、当該計算書の提出は不要。</p> <p>3 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙7又は標準様式1-4）</p>
【改定】 介護職員等待遇改善加算（令和6年6月以降）	<p>別途計画書等を提出</p> <p>（介護職員待遇改善加算、介護職員等特定待遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算が令和6年6月から「介護職員等待遇改善加算」へ一本化された。）</p>

受付番号	
------	--

介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書<指定事業者用>
<地域密着型通所介護・第1号訪問事業・第1号通所事業>

(あて先)
城陽 市長

年 月 日

所在地

名 称

このことについて、関係書類を添えて以下のとおり届け出ます。

届出者	フリガナ 名 称							
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 一) 府 郡市						
		(ビルの名称等)						
	連絡先	電話番号		FAX番号				
	法人の種別				法人所轄庁			
	代表者の職・氏名	職名		氏名				
代表者の住所	(郵便番号 一) 府 郡市							
事業所・施設の状況	フリガナ 事業所・施設の名称							
	主たる事業所・施設の所在地	(郵便番号 一) 府 郡市						
		(郵便番号 一) 府 郡市						
	連絡先	電話番号		FAX番号				
	主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の所在地	(郵便番号 一) 府 郡市						
連絡先	電話番号		FAX番号					
管理者の氏名								
管理者の住所	(郵便番号 一) 府 郡市							
届出を行う事業所の状況	同一所在地において行う事業等の種類	実施事業	指定年月日	異動等の区分		異動(予定)年月日	異動項目 (※変更の場合)	
	地域密着型通所介護			<input type="checkbox"/> 1新規	<input type="checkbox"/> 2変更	<input type="checkbox"/> 3終了		
	第1号訪問事業	訪問介護相当サービス			<input type="checkbox"/> 1新規	<input type="checkbox"/> 2変更	<input type="checkbox"/> 3終了	
		訪問型生活援助サービス			<input type="checkbox"/> 1新規	<input type="checkbox"/> 2変更	<input type="checkbox"/> 3終了	
		訪問型生活サポートサービス			<input type="checkbox"/> 1新規	<input type="checkbox"/> 2変更	<input type="checkbox"/> 3終了	
	第1号通所事業	通所介護相当サービス			<input type="checkbox"/> 1新規	<input type="checkbox"/> 2変更	<input type="checkbox"/> 3終了	
		短時間運動型デイサービス			<input type="checkbox"/> 1新規	<input type="checkbox"/> 2変更	<input type="checkbox"/> 3終了	
		短期集中運動型デイサービス			<input type="checkbox"/> 1新規	<input type="checkbox"/> 2変更	<input type="checkbox"/> 3終了	
	地域密着型サービス事業所番号等							
	指定を受けている市町村							
介護保険事業所番号								
既に指定等を受けている事業								
医療機関コード等								
特記事項	変更前				変更後			
関係書類	別添のとおり							

- 備考1 「受付番号」欄には記載しないでください。
 2 「法人である場合その種別」欄は、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」「医療法人」「社団法人」「財団法人」「株式会社」「有限会社」等の別を記入してください。
 3 「法人所轄庁」欄、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
 4 「実施事業」欄は、該当する欄に「○」を記入してください。
 5 「異動等の区分」欄には、今回届出を行う事業所について該当する数字の横の□を■にしてください。
 6 「異動項目」欄には、(別紙1-4又は別紙1-4-2)「第1号事業費等算定に係る体制等状況一覧表」に掲げる項目(施設等の区分、人員配置区分、その他該当する体制等、割引)を記載してください。
 7 「特記事項」欄には、異動の状況について具体的に記載してください。
 8 「主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の所在地」について、複数の出張所等を有する場合は、適宜欄を補正して、全ての出張所等の状況について記載してください。

介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表

提供サービス		施設等の区分		人員配置区分		その他の該当する者		体制等		LFEへの登錄		割引	
事業所番号				地区区分		□ 1 1級地	□ 6 2級地	□ 7 3級地	□ 2 4級地	□ 1 なし	□ 2 あり	□ 1 なし	□ 2 あり
各サービス共通						□ 1 高齢者虐待防止措置実施の有無	□ 3 5級地	□ 4 6級地	□ 9 7級地	□ 5 その他			
						同一建物減算（同一敷地内建物等に居住する者への提供）	□ 1 減算型	□ 2 基準型					
						同一建物減算（同一敷地内建物等に居住する者への提供（利用者50人以上））	□ 1 非該当	□ 2 該当					
						同一建物減算（同一敷地内建物等に居住する者への提供割合50%以上）	□ 1 非該当	□ 2 該当					
						特別地域加算	□ 1 なし	□ 2 あり					
						中山間地域等における小規模事業所加算（地域に開する状況）	□ 1 非該当	□ 2 該当					
						中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	□ 1 非該当	□ 2 該当					
						口腔選択強化加算	□ 1 なし	□ 2 あり					
							□ 1 なし			□ 7 加算I			
						□ 8 加算II	□ 9 加算III	□ A 加算IV	□ B 加算V(1)	□ C 加算V(2)	□ D 加算V(3)	□ E 加算V(4)	□ F 加算V(5)
						□ G 加算V(6)	□ H 加算V(7)	□ J 加算V(8)	□ K 加算V(9)	□ L 加算V(10)	□ M 加算V(11)	□ N 加算V(12)	□ P 加算V(13)
						□ R 加算V(14)							
A2	介護予防訪問介護 (第1号訪問事業)												

□ A6	□ 1 通所介護相当サービス	職員の状況による減算の状況		<input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> 2 看護職員	<input type="checkbox"/> 3 介護職員
		高齢者虐待防止措置実施の有無	<input type="checkbox"/> 1 減算型 <input type="checkbox"/> 2 基準型	<input type="checkbox"/> 1 減算型 <input type="checkbox"/> 2 基準型	<input type="checkbox"/> 2 あり	<input type="checkbox"/> 1 なし
<p>業務経験計画策定の有無</p> <p>若年性認知症利用者受け入れ加算</p> <p>生活機能向上グループ活動加算</p> <p>栄養アセメント・栄養改善体制</p> <p>口腔機能向上加算</p> <p>一体的サービス提供体制加算</p> <p>サービス提供体制強化加算</p> <p>生活機能向上運動加算</p> <p>科学的介護推進体制加算</p>						
<p>職員の状況による減算の状況</p> <p>高齢者虐待防止措置実施の有無</p> <p>業務経験計画策定の有無</p> <p>若年性認知症利用者受け入れ加算</p> <p>生活機能向上グループ活動加算</p> <p>栄養アセメント・栄養改善体制</p> <p>口腔機能向上加算</p> <p>一体的サービス提供体制加算</p> <p>サービス提供体制強化加算</p> <p>生活機能向上運動加算</p> <p>科学的介護推進体制加算</p>						
□ A7	□ 2 短時間運動型ティサイサービス	職員の状況による減算の状況		<input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> 2 看護職員	<input type="checkbox"/> 3 介護職員
		高齢者虐待防止措置実施の有無	<input type="checkbox"/> 1 減算型 <input type="checkbox"/> 2 基準型	<input type="checkbox"/> 1 減算型 <input type="checkbox"/> 2 基準型	<input type="checkbox"/> 2 あり	<input type="checkbox"/> 1 なし
<p>業務経験計画策定の有無</p> <p>サービス提供体制強化加算</p> <p>生活機能向上運動加算</p> <p>科学的介護推進体制加算</p>						
<p>職員の状況による減算の状況</p> <p>高齢者虐待防止措置実施の有無</p> <p>業務経験計画策定の有無</p> <p>サービス提供体制強化加算</p> <p>生活機能向上運動加算</p> <p>科学的介護推進体制加算</p>						
□ A7	□ 3 短期集中運動型ティサイサービス	職員の状況による減算の状況		<input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> 2 看護職員	<input type="checkbox"/> 3 介護職員
		高齢者虐待防止措置実施の有無	<input type="checkbox"/> 1 減算型 <input type="checkbox"/> 2 基準型	<input type="checkbox"/> 1 減算型 <input type="checkbox"/> 2 基準型	<input type="checkbox"/> 2 あり	<input type="checkbox"/> 1 なし
<p>業務経験計画策定の有無</p> <p>サービス提供体制強化加算</p> <p>生活機能向上運動加算</p> <p>科学的介護推進体制加算</p>						

第1号訪問事業	
加算体制等項目	提出書類
【新設】 高齢者虐待防止措置実施の有無	なし * 基準に該当しない場合は<減算型>と記載すること。
同一建物減算(同一敷地内建物等に居住する者への提供)	なし * 令和6年4月から加算体制等の届出が必要
【新設】 同一建物減算(同一敷地内建物等に居住する者への提供(利用者50人以上))	なし
【新設】 同一建物減算(同一敷地内建物等に居住する者への提供割合90%以上)	訪問介護、訪問型サービスにおける同一建物減算に係る計算書(別紙10) * 第1号訪問事業(訪問介護相当サービス、訪問型生活援助サービス及び訪問型生活サポートサービスをいう。以下この欄において同じ。)においては、上記別紙10を「第1号訪問事業における同一建物減算に係る計算書」と読み替える。 * また、「判定期間に指定訪問介護を提供した利用者の総数(要支援者は含めない)」を「判定期間に指定第1号訪問事業を提供した利用者の総数(要介護者は含めない)」とする。
【新設】 口腔連携強化加算	口腔連携強化加算に関する届出書(別紙11)
【改定】 介護職員等処遇改善加算 (令和6年6月以降)	別途計画書等を提出 (介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算が令和6年6月から「介護職員等処遇改善加算」へ一本化された。)

第1号通所事業

加算体制等項目	提出書類
職員の欠員による減算の状況	<p>従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（様式7又は標準様式1-2）</p> <p>* 減算に係る勤務体制が確認できること。</p> <p>* 職員の欠員とは、単位ごとに1月当たり職員数が人員基準に満たない場合をいう。</p>
【新設】 高齢者虐待防止措置実施の有無	<p>なし</p> <p>* 基準に該当しない場合は＜減算型＞と記載すること。</p>
【新設】 業務継続計画策定の有無	<p>なし</p> <p>* 基準に該当しない場合は＜減算型＞と記載すること。</p> <p>* 感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合や、当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合に減算の対象となる。</p> <p>なお、業務継続計画の周知、研修、訓練及び定期的な業務継続計画の見直しの実施の有無は、業務継続計画未策定減算の算定要件ではない。（R6Q&A Vol.6 問7）</p>
若年性認知症利用者受入加算	なし
【改定】 生活機能向上グループ活動加算	<p>なし</p> <p>* 同月中に利用者に対し、「栄養改善加算」、「口腔機能向上加算」又は「一体的サービス提供加算」のいずれかを算定している場合は、算定しない。</p>
栄養アセスメント・栄養改善体制	<p>1 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（様式7又は標準様式1-2）</p> <p>* 管理栄養士の勤務体制が確認できること。</p> <p>2 栄養アセスメント加算はLIFEを活用していること。</p>
口腔機能向上体制	<p>1 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（様式7又は標準様式1-2）</p> <p>* 言語聴覚士、歯科衛生士、看護師又は准看護師の勤務体制が確認できること。</p> <p>2 加算IIについては、LIFEを活用していること。</p>
【改定】 一体的サービス提供加算	<p>なし</p> <p>* 栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスをいずれも実施した場合に算定する。</p>
サービス提供体制強化加算 I・II・III	<p>1 サービス提供体制強化加算に関する届出書（別紙14-7）</p> <p>2 有資格者等の割合の参考計算書（別紙7-2）</p> <p>* 有資格者等の割合の計算根拠資料として他に資料を提出する場合は、当該計算書の提出は不要。</p> <p>3 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙7又は標準様式1-2）</p>
生活機能向上連携加算 I・II	訪問・通所リハビリテーション事業所、リハビリテーションを実施している医療提携施設（原則、許可病床数200床未満のものに限る）と連携していることがわかる契約書等（協定を含む）の写し

【改定】 科学的介護推進体制加算	なし LIFEを活用していること。
【改定】 介護職員等処遇改善加算 (令和6年6月以降)	別途計画書等を提出 (介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算が令和6年6月から「介護職員等処遇改善加算」へ一本化された。)

別紙様式第二号(三)

廃止・休止届出書

年 月 日

所在地
市(区・町・村)長殿

申請者 名称

代表者職名・氏名

次のとおり事業を廃止(休止)するので届け出ます。

介護保険事業所番号	
法人番号	
廃止(休止)する事業所	名称
	所在地
サービスの種類	
廃止・休止の別	廃止 休止
廃止・休止する年月日	年 月 日
廃止・休止する理由	
現にサービス又は支援を受けている者に対する措置	
休止予定期間	休止日 ~ 年 月 日

備考 廃止又は休止する日の1ヶ月前までに届け出てください。

別紙様式第二号(五)

再開届出書

年 月 日

市(区・町・村)長殿

所在地

申請者 名称

代表者職名・氏名

次のとおり事業を再開しましたので届け出ます。

介護保険事業所番号
法人番号
再開した事業所	名称																		
	所在地																		
サービスの種類																			
再開した年月日	年 月 日																		

備考 事業の再開に係る届出にあっては、従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表を添付してください。

別紙様式第三号(三)

廃止・休止届出書

年 月 日

市(区・町・村)長殿 所在地

申請者 名称

代表者職名・氏名

次のとおり事業を廃止(休止)するので届け出ます。

介護保険事業所番号	
法人番号	
廃止(休止)する事業所	名称 所在地
サービスの種類	
廃止・休止の別	廃止 休止
廃止・休止する年月日	年 月 日
廃止・休止する理由	
現にサービスを受けている者に対する措置	
休止予定期間	休止日 ~ 年 月 日

備考 廃止又は休止する日の1ヶ月前までに届け出てください。

別紙様式第三号(二)

再開届出書

年 月 日

市(区・町・村)長殿 所在地

申請者 名称

代表者職名・氏名

次のとおり事業を再開しましたので届け出ます。

介護保険事業所番号	
法人番号	
再開した事業所	名称 所在地
サービスの種類	
再開した年月日	年 月 日

備考 事業の再開に係る届出にあっては、従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表を添付してください。

事業の廃止・休止、再開の届出に必要な書類

1 地域密着型サービス

提出書類	様式番号	添付書類	備考
廃止・休止届出書	別紙様式第二号(三) (厚生労働大臣が定める様式)	-	事前協議の上、廃止又は休止する日の1月前までに提出してください。事前協議の際に添付書類を求めることがあります。
再開届出書	別紙様式第二号(五) (厚生労働大臣が定める様式)	従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(標準様式1)	事前協議の上、再開後10日以内に提出してください。左の添付書類のほか、事前協議の際に別途求めることができます。

注 標準様式は記載内容が満たされていれば当該様式を使用しなくても差し支えありません。

2 第1号事業

提出書類	様式番号	添付書類	備考
廃止・休止届出書	別紙様式第三号(三) (厚生労働大臣が定める様式)	-	事前協議の上、廃止又は休止する日の1月前までに提出してください。事前協議の際に添付書類を求めることがあります。
再開届出書	別紙様式第三号(二) (厚生労働大臣が定める様式)	従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(標準様式1)	事前協議の上、再開後10日以内に提出してください。左の添付書類のほか、事前協議の際に別途求めることができます。

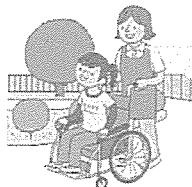
注 標準様式は記載内容が満たされていれば当該様式を使用しなくても差し支えありません。

令和6年1月 受付開始予定！

介護事業所の指定申請等の 「電子申請届出システム」による受付を開始します！

厚生労働省では、介護サービスに係る指定及び報酬請求（加算届出を含む。）に関連する申請届出について、介護事業者が全ての地方公共団体に対して所要の申請届出を簡易に行なうことができるよう、「電子申請届出システム（以下、本システム）」を令和4年度下半期より運用開始しています。城陽市でも、令和6年1月より、「電子申請届出システム」による介護事業所の指定申請等の受付を開始する予定です。

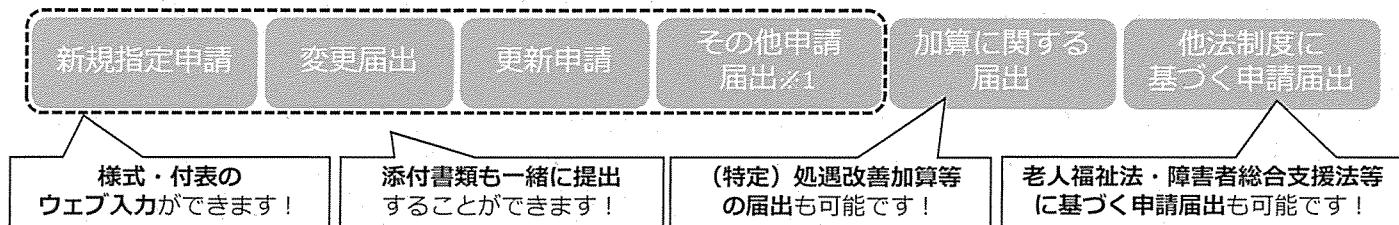
●介護事業所の文書負担軽減につながります



介護事業所

- ✓ オンライン上の申請届出により、郵送や持参等の手間が削減されます
- ✓ 複数の申請届出を本システム上で行なうことができます
- ✓ 一つの電子ファイルを複数の申請届出で活用でき、書類の作成負担が大きく軽減されます
- ✓ 申請届出の状況をオンライン上でご確認いただけます
- ✓ 上記、削減できた手間・時間を、サービスの質の向上にご活用いただけます

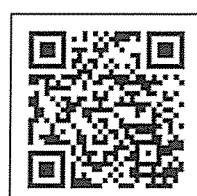
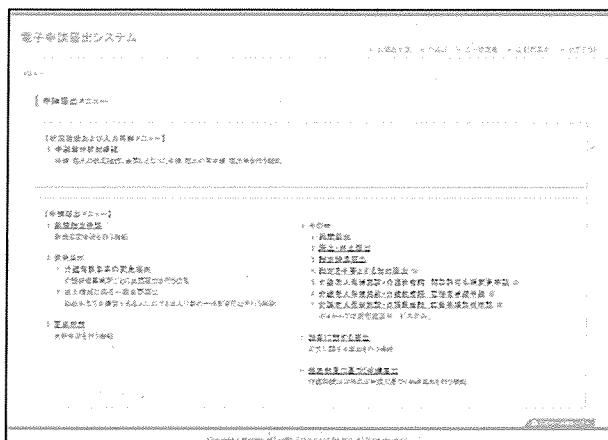
●本システムより受付可能な電子申請・届出の種類



●本システム利用時の画面イメージ

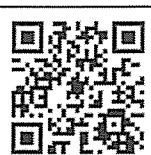
指定権者によって実際の画面とは異なる場合があります。詳細はホームページをご確認ください。

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/>



登記事項証明書のご提出の際には、法務省「登記情報提供サービス」をご利用ください。

- ✓ 行政機関等へのオンライン申請等の際に、当サービスによって取得した登記情報を登記事項証明書に代えて申請することができるサービスです。
- ✓ ご利用のためにには利用登録が必要です。お早めにご登録ください。
<https://www1.touki.or.jp/gateway.html>



「電子申請届出システム」のご利用のためには、 デジタル庁 gBiz IDの取得が必要です。 お早めにご取得ください！



- 本システムは、gBiz ID（プライム・メンバーのいずれか）よりログインいただきます。

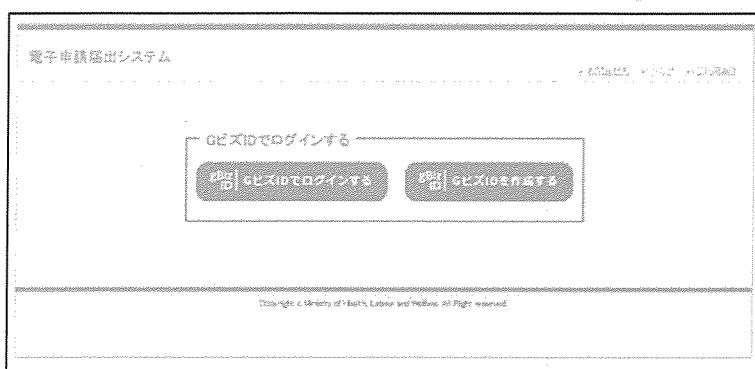
gBiz IDは、法人・個人事業主向け共通認証システムです。

gBiz IDを取得すると、一つのID・パスワードで、複数の行政サービスにログインできます。

本システムのログインの際にも、gBiz IDアカウントをご使用いただきます。

本システムでご利用できるGビズIDのアカウント種類は、「gBiz IDプライム」と「gBiz IDメンバー」のみになります。

【本システムのログイン画面イメージ】



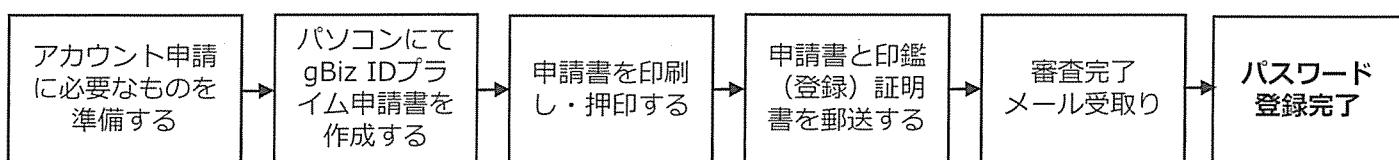
- gBiz ID（プライム）の申請の流れ

本システムの利用のためには、まずgBiz IDプライムの申請が必要です。

(gBiz IDメンバーのアカウントは、gBiz IDプライムが作成します。)

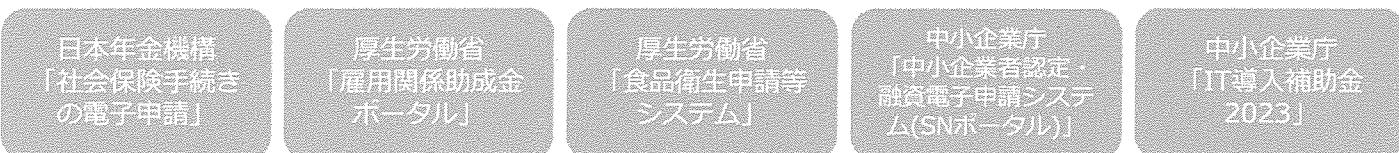
gBiz IDプライムの申請の流れは以下の通りです。

gBiz IDプライムは書類審査が必要であり、審査期間は原則、2週間以内のため、予めIDを取得しておくことをお勧めします！



- gBiz IDは電子申請届出システム以外の省庁・自治体サービスでもご活用いただけます。

【gBiz IDを活用して利用できる代表的な省庁サービス】（令和5年8月時点）



- 詳細についてはデジタル庁 gBiz IDホームページ (<https://gbiz-id.go.jp/top/>) をご参照ください。



事業所向け

電子申請届出システムデモ環境ご利用にあたり

デモ環境では、共通IDを用いた申請・届出の試行が可能です。機能把握や業務検討等にご活用ください。
なお、本番環境をご利用の際のログインはGビズIDが必須となります。

接続について

申請届出URL：[<https://demo kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/>]

ログインID：以下いずれかのIDをご利用ください。
(デモ環境のログイン画面でも「ログインアカウントについて」を押下することで同様のIDとパスワードをご確認いただけます。)

「demo1@kaigokensaku.mhlw.go.jp」

「demo2@kaigokensaku.mhlw.go.jp」

「demo3@kaigokensaku.mhlw.go.jp」

パスワード：「[password](#)」(上記ID全てと共通のパスワードです。)

確認事項

・接続したページの背景が水色でページ左上の名称が「デモ電子申請届出システム」となっていることをご確認ください。
(本番環境はページ背景が白、名称が「電子申請届出システム」となっています。)

注意点

- ・デモ環境では、全自治体が申請先として選択可能ですが、申請後の自治体での受付以降の処理は原則行われません。
- ・デモ用のログインアカウントは共有です。同一のログインアカウントを複数のユーザーが利用可能です。
- ・同一のログインアカウントで入力された情報は相互に閲覧・利用可能です。個人情報や機密情報は入力しないでください。
- ・入力した申請届出データは毎日24時に削除します。翌日は利用できませんのでご注意ください。
- ・申請時及び、受付時にメール送付はありません。
- ・デモ環境の仕様・操作方法についてのお問い合わせは原則受け付けておりません。
- ・操作方法につきましては「ヘルプ」画面の操作マニュアル・操作ガイドをご参照ください。

城陽市

事業所向け

電子申請・届出システム 操作ガイド（事業所向け）説明動画

操作ガイド（事業所向け）説明動画は、「操作ガイド（事業所向け）」を基に実際にシステムを利用しながら操作手順を動画で説明しています。機能別に説明する各編と、それらをまとめた「まとめ編」がありますので適宜利用ください。

ご利用方法

以下のリンク・QRコードから厚生労働省YouTubeチャンネルにアクセスしご観聴ください
なお、電子申請・届出システムの右上ヘルプより遷移するページにもリンクが掲載されています。

https://www.youtube.com/playlist?list=PLMG33RKISnWgpWG4SSXpn8JZsCI_5MM5



動画タイトル	説明文	時間
利用準備編	電子申請届出システムの機能、システムの利用に必要な設定や準備、システム上の共通操作の説明	7:41
申請届出メニュー（共通機能）編	トップ画面にある各種共通機能の説明	6:05
新規指定申請届出編	新規指定申請届出時の操作手順の説明	11:11
変更届出編	変更届出提出時の操作手順の説明	11:18
加算届出編	加算届出提出時の操作手順の説明	4:36
申請届出状況確認編	申請届出状況の確認の説明	14:31
まとめ編	利用準備編～申請届出状況確認編をまとめて視聴できます。	55:26

城陽市

3. 高齢者虐待防止について（養介護施設従事者等）

○高齢者虐待の早期発見

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第5条第1項において、「養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない」とされています。

また、第21条に養介護施設従事者等は

- ① 当該養介護施設従業者等が従事する施設等において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合
- ② ①の他、養介護施設従業者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合

については、速やかに市に通報する義務があります。

なお、①及び②の他、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合についても市に通報をお願いいたします。

「養介護施設」とは

老人福祉法に規定される老人福祉施設、有料老人ホーム（＊）、介護保険法に規定される介護老人福祉施設（地域密着型を含む）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、地域包括支援センター

（＊）「届出」の有無にかかわらず、入居サービス、及び介護等サービスの実施が認められるものは、すべて有料老人ホームに該当するものとして取り扱うこととなる。「有料老人ホームの設置運営標準指導指針について」（平成14年7月18日付け老発第0718003号）

「養介護事業」とは

- ・老人福祉法に規定される老人居宅生活支援事業
- ・介護保険法に規定される居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、介護予防支援事業

「養介護施設従事者等」とは

「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者

※業務に従事する者とは、直接介護サービスを提供しない者（施設長、事務職員等）や、介護職以外で直接高齢者に関わる他の職種も含みます（高齢者虐待防止法第2条）。

<参考>

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

(高齢者虐待の早期発見等)

第五条 養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

2 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努めなければならない。

(養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等)

第二十一条 養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業(当該養介護施設の設置者若しくは当該養介護事業を行う者が設置する養介護施設又はこれらの者が行う養介護事業を含む。)において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

3 前二項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

4 養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けた高齢者は、その旨を市町村に届け出ることができる。

5 第十八条の規定は、第一項から第三項までの規定による通報又は前項の規定による届出の受理に関する事務を担当する部局の周知について準用する。

6 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項から第三項までの規定による通報(虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。)をすることを妨げるものと解釈してはならない。

7 養介護施設従事者等は、第一項から第三項までの規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

4 台風等の防災気象情報等について

◎台風等の防災気象情報などの入手方法

防災気象情報などについては、テレビやラジオ、インターネットなどを通じて配信されていますが、携帯電話やスマートフォン、パソコン等により手軽に情報を入手することができます。城陽市のホームページの「台風等の防災気象情報などの入手方法」に主な入手方法が掲載されていますのでご活用いただき、利用者及び職員の一層の安全確保に努めていただきますようお願いいたします。

「台風等の防災気象情報などの入手方法」のアドレス

<https://www.city.joyo.kyoto.jp/0000004417.html>

(城陽市：ホーム ⇒ くらしのガイド ⇒ 消防・防災・防犯 ⇒ 防災 ⇒ 災害にそなえて ⇒ 風水害への備え ⇒ 台風等の防災気象情報などの入手方法)

【参考】

気象警報等の発令時の本市地域密着型通所系事業所の対応（例）

立地場所、建物の規模・構造、利用者の状況などを踏まえ対応

○営業前

- ・午前7時の時点で警報が発令中の場合は、営業を原則中止する、また、その時点では利用者を自宅待機とし、午前9時（10時30分の事業所もあり）までに警報解除の場合は営業開始する。など
- ・翌日に警報発令が予想される場合は、前日に翌日の午前7時の時点で判断することを利用者に連絡する。など

○営業中

- ・安全が確保できるまでは、事業所で待機、送迎の安全が確認でき次第、自宅に送迎する。

事務連絡
令和6年3月19日

都道府県
各 指定都市 介護保険担当主幹部（局） 御中
中核市

厚生労働省老健局 高齢者支援課
厚生労働省老健局 認知症施策・地域介護推進課
厚生労働省老健局 老人保健課

令和6年4月以降の新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて

令和5年5月8日以降の新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う人員基準等に関する臨時的な取扱いについて」（令和5年5月1日付け厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡）によりお示ししているところです。

新型コロナウイルス感染症については通常の医療提供体制に移行し、各種公費支援等の対応は終了することを踏まえ、新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いに関する別紙に記載の事務連絡については、令和6年3月31日をもって廃止します。

ただし、一部の臨時的な取扱いについては、廃止することにより介護サービス事業所の運営への影響が大きいことを踏まえ、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間において、別添のとおりとしたので、これらの取扱いに遗漏のないよう、貴管内市町村、介護サービス事業所等に対し周知徹底をお願いします。

(別添)

問1 介護老人保健施設の入所者や職員において新型コロナウイルス感染症が発生した場合に、感染拡大防止の観点から入所又は退所の一時停止を行った場合、介護老人保健施設の基本施設サービス費及び在宅復帰・在宅療養支援機能加算に係る施設基準において、「算定日が属する月の前6ヶ月間」等の指標の算出に当たって使用する月数に、その期間を含む月は含めないとする取扱いは可能か（令和7年3月31日まで）。

(答)

可能である。ただし、入退所を一時停止する期間及びその理由を事前に許可権者に伝えるとともに、記録しておくこと。

なお、新型コロナウイルス感染のない者の入退所については、地域の感染状況も踏まえながら従前どおり行うよう努めること。

問2 ユニットリーダー研修については、新型コロナウイルス感染症の影響により例年どおり実地研修の実施ができない期間が生じたことにより、実地研修が未修了である者がいる場合、人員基準上の取扱い如何。

(答)

ユニットリーダー研修については、新型コロナウイルス感染症の影響により、例年どおり実地研修が実施できない期間が生じたことから、特例措置として、令和元年度～令和5年度に実施された当該研修のうち、講義・演習を受講済みであって、実地研修が未修了の者については、実地研修が可能となった際は速やかに受講することを条件に、令和6年度に限り、人員基準上、ユニットリーダー研修修了者として取り扱つて差し支えないものとする。

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の
人員基準等の臨時的な取扱いに関する事務連絡一覧

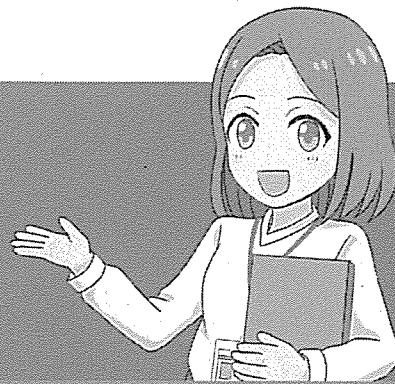
- 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて
(令和2年2月17日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡)
※この事務連絡が第1報扱い
- 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第2報)
(令和2年2月24日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡)
- 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第3報)
(令和2年2月28日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡)
- 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第4報)
(令和2年3月6日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡)
- 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第5報)
(令和2年3月26日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡)
- 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第6報)
(令和2年4月7日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡)
- 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第7報)
(令和2年4月9日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡)
- 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第8報)
(令和2年4月10日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡)

- 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 9 報）
(令和 2 年 4 月 15 日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡)
- 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 10 報）
(令和 2 年 4 月 24 日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡)
- 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 11 報）
(令和 2 年 5 月 25 日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡)
- 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 12 報）
(令和 2 年 6 月 1 日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡)
- 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 13 報）
(令和 2 年 6 月 15 日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡)
- 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 14 報）
(令和 2 年 8 月 13 日厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡)
- 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 15 報）
(令和 2 年 8 月 27 日厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡)
- 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 16 報）
(令和 2 年 10 月 21 日厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡)
- 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 17 報）
(令和 2 年 12 月 25 日厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡)

- 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 18 報）
(令和 3 年 2 月 16 日厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡)
- 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 19 報）
(令和 3 年 3 月 22 日厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡)
- 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 20 報）
(令和 3 年 4 月 5 日厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡)
- 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 21 報）
(令和 3 年 5 月 6 日厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡)
- 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 22 報）
(令和 3 年 5 月 20 日厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡)
- 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 23 報）
(令和 3 年 6 月 8 日厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡)
- 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 24 報）
(令和 3 年 7 月 2 日厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡)
- 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 25 報）
(令和 3 年 7 月 19 日厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡)
- 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 26 報）
(令和 3 年 8 月 11 日厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡)

- 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 27 報）
(令和 4 年 2 月 9 日厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡)
- 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて
(令和 5 年 5 月 1 日厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡)
- 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて
(令和 5 年 5 月 1 日厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡)
- 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて
(令和 5 年 9 月 15 日厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡)

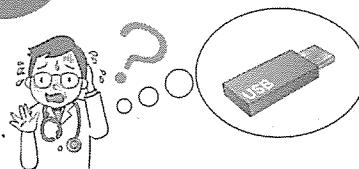
個人データの漏えい等報告について



このような場合、報告対象となります！

1

要配慮個人情報が含まれる個人データの漏えい等(又はそのおそれ)



例1.

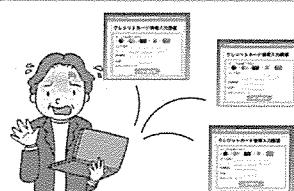
病院における患者の診療情報や調剤情報を含む個人データを記録したUSBメモリーを紛失した場合

例2.

従業員の健康診断等の結果を含む個人データが漏えいした場合

2

不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等(又はそのおそれ)



例1.

ECサイトからクレジットカード番号を含む個人データが漏えいした場合

例2.

送金や決済機能のあるウェブサービスのログインIDとパスワードの組み合わせを含む個人データが漏えいした場合

3

不正の目的をもって行われたおそれがある個人データの漏えい等(又はそのおそれ)



例1.

不正アクセスにより個人データが漏えいした場合

例2.

ランサムウェア等により個人データが暗号化され、復元できなくなった場合

例3.

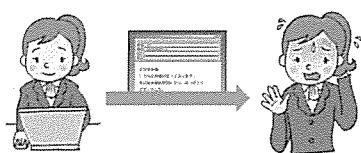
個人データが記載又は記録された書類・媒体等が盗難された場合

例4.

従業者が顧客の個人データを不正に持ち出して第三者に提供した場合

4

個人データに係る本人の数が1,000人を超える漏えい等(又はそのおそれ)



例1.

システムの設定ミス等によりインターネット上で個人データの閲覧が可能な状態となり、当該個人データに係る本人の数が1,000人を超える場合

例2.

自社の会員(1,000人超)にメールマガジンの配信を行う際、本来メールアドレスをBCC欄に入力して送信すべきところをCC欄に入力して一括送信した場合



個人情報保護委員会

Personal Information Protection Commission

報告の期限

まずは 速報(新規)

発覚日から、3~5日以内

発覚したら、まずは速やかに報告してください。

次に 確報(続報)

発覚日から、30日以内

不正な目的で行われたおそれがある(表面③の)場合は、

発覚日から、60日以内

確報にて、以下の項目を報告する必要があります。

- | | |
|--------------------------------------|-------------------------|
| 1. 概要 | 5. 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容 |
| 2. 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データの項目 | 6. 本人への対応の実施状況 |
| 3. 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データに係る本人の数 | 7. 公表の実施状況 |
| 4. 原因 | 8. 再発防止のための措置 |
| | 9. その他参考となる事項 |

漏えい等報告はHPで受け付けています

漏えい等報告 個情委

検索

お役立ち資料

自己点検チェックリスト
などお役立ちツール集



個人情報保護法
ヒヤリハット事例集



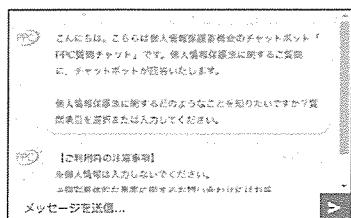
漏えい時の対応について
研修用動画



個人情報保護法に関する疑問・質問はこちら

PPC質問チャット

個人情報保護法に関する
質問に回答する24時間
チャットボットサービス



<https://2020chat.ppc.go.jp/>

個人情報保護法相談ダイヤル

個人情報保護法の解釈や個人情報保護制度
について的一般的な質問や、個人情報の取扱い
に関する苦情の申出についてのあっせんを行
う、相談ダイヤル

03-6457-9849

受付時間 9:30~17:30 (土日祝日及び年末年始を除く)

個人情報保護委員会公式Twitter

個人情報保護法などに関する最新情報や
活動内容をお知らせしています。



@PPC_JPN